

千葉県人事委員会が行う行政手続法に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について（概要）

1 改正理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）による行政手続法（平成5年法律第88号）の改正に伴い、所要の規定の整理等を行った。

2 改正内容

（1）公示送達の方式の変更

行政手続法第15条等の改正により、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達がインターネットを利用する方法により行うものとされたことを踏まえ、インターネットを利用した公示送達に対応できるよう、公示送達の場合には掲示場に公示通知書を掲示するものと規定する第2条第2項及び第17条第2項を削除した。

併せて、公示通知書の様式（第2号様式及び第17号様式）を削除した。

（2）その他所要の規定整備

ア 公示送達の方法を定めた規定が行政手続法第15条第3項から同条第4項に改められたことに伴い、所要の規定の整理を行った。（第3条第1項）

イ 第2条第2項及び第17条第2項を削除することに伴う様式の整備を行った。（第1号様式及び第16号様式）

3 施行期日

令和8年5月21日